

所得税、市・県民税の申告が始まります

所得税・復興特別所得税の確定申告

時 2月17日(月)～3月16日(月)(土・日曜日を除く)の平日 9時～17時
(16時受付終了)

※会場の混雑状況により受け付けを早めに終了する場合があります。2月24日(月)、3月1日(日)は臨時で開設します。

所 刈谷税務署 (刈谷合同庁舎)
問 刈谷税務署 ☎(21)6211

【ご注意ください】

申告相談は右の時に記載の期間中にお越しください。「確定申告のお知らせ」はがき(または封書)と、昨年の申告の控えも必ずご持参ください。

申告書作成はパソコンを利用します

刈谷税務署申告会場では、パソコンを利用した確定申告の作成補助などを行っています。

一部の確定申告は市役所や市内申告会場でも受け付けます

市では1月30日(木)から公民館などで申告相談を始めます。日程については9ページの市・県民税の申告・相談日程をご覧ください。

申告書が届いていない人も申告できますので、申告書以外の必要書類を用意してご来場ください。

相談できる申告内容は、給与および年金所得のみの確定申告書Aです。

営業、農業、不動産、利子、土地や株式などの譲渡、仮想通貨にかかる雑所得、住宅借入金等特別控除を含む所得税・復興特別所得税の確定申告、過年度申告、市外在住者の申告更正の請求や分離・損失申告は、市役所および市内申告会場では受け付けません。刈谷税務署でご相談ください。

※税務課窓口を設置している投かん箱への提出は可能です。

申告書にマイナンバー(個人番号)の記載が必要です

令和元年分(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の申告書提出には、マイナンバー(個人番号)を記入のうえ、本人確認書類(①番号確認と②身元確認)の提示または写しの添付が必要です。

また、市内申告会場では本人確認書類を確認したうえで申告書を作成します。忘れずにお持ちください。

確定申告関係書類

1月14日(火)から市役所税務課窓口前に用意してあります。
※一部用意のない資料もあります。

本人確認書類

●マイナンバーカード(個人番号カード)を持つ人

持 マイナンバーカード

※自宅などからe-Taxで送信する場合、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

●マイナンバーカードを持たない人
次の①②より1点ずつ書類が必要です。

①番号確認

本人のマイナンバーを確認できる書類が必要です。

持 通知カードまたは住民票の写し、住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)のうち1つ

②身元確認

記入したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類が必要です。

持 運転免許証またはパスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳などのうち1つ

※平成30年1月以降、一部の手続きで番号確認書類の提示または写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認ください。

刈谷税務署



・駐車場は混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。
・刈谷市総合文化センター(アイリス)立体駐車場は、催事などにより利用できない場合があります。利用の際は駐車券を確定申告会場まで持参してください。

●確定申告が必要な人

次の①～③に該当する人は確定申告が必要です。

※該当しない人でも確定申告が必要な場合があります。詳しくは刈谷税務署にお問い合わせください。

①事業所得（営業・農業など）や不動産所得などがある人

各種所得の合計金額が、所得控除額（社会保険料控除や扶養控除など）より多い人

②給与所得がある人

ほとんどの給与所得者は年末調整により所得税が精算されますので、申告する必要はありません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申告をしなければなりません。

・令和元年中（平成31年1月～令和元年12月）の給与収入金額が2千万円を超える人

・給与が1か所のみで、給与所得や退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人

・給与が2か所以上で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人

・給与から所得税が天引きされておらず、計算の結果所得税が出る人

③年金収入がある人

公的年金などの収入金額の合計金額が40万円以下で、かつ公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以上になる人で確定申告すると所得税が出る人

●確定申告すると所得税が戻る人

給与所得者や年金受給者などで、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けることができ、天引きされた税金が納めすぎになっている人などは還付申告ができます。

確定申告に必要な持ち物

①確定申告のお知らせはがき、封書または確定申告書

※事前に郵送された人のみです。

②本人確認書類（4ページ参照）

③印鑑

④収入金額や必要経費の内訳、源泉徴収票など

⑤国民健康保険税や介護保険料の払込証明書または領収書、国民年金保険料の控除証明書または領収書

⑥生命保険料や地震保険料の控除証明書

⑦還付を受ける際に指定する金融機関の口座番号がわかるもの

⑧そのほか申告に必要なもの

住宅借入金等特別控除を受ける人へ

家屋の新築・購入または増改築などをして令和元年中に入居し、一定の要件を満たす人は住宅借入金等特別控除を受けることができます。持ち物などは刈谷税務署で確認してください。

住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会

時 2月7日（金）～14日（金）（土・日曜

日、祝日を除く）

所 刈谷税務署（刈谷合同庁舎）

刈谷税務署 ☎(21)6211

当日は、書類に不備がなければ、

確定申告書の作成および提出が可能です。なお、事前に相談日時などの予約が必要です。お電話のうえ「住宅説明会の予約をしたい」旨をお伝えください。

※予約状況により、ご希望の相談日時に添えない場合があります。

確定申告での注意点

・国民年金保険料の支払額は、控除証明書または領収書の添付または提示が必要です。不明な点がある場合は刈谷年金事務所（☎(21)2110）へお問い合わせください。

・年金から天引きされる介護保険料や国民健康保険税などは、年金受給者本人以外の社会保険料として控除することはできません。

復興特別所得税

平成25年分～令和19年分までの各年分の所得税額に2.1%の税率を掛け、復興特別所得税として納付が必要です。記入漏れのないようお願いいたします。

税理士による無料相談

時 2月17日（月）～3月16日（月）（土・日曜日、祝日を除く） 9時30分～12時、13時～16時

※電子申告も可能です。会場の混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。

所 市役所2階会議室2

対 ①平成30年分の所得金額（青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除

する前の金額）が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）②①の人で消費税および地方消費税の課税事業者である場合には、平成29年分の課税売上高が3千万円以下の人③給与所得者および年金受給者

※申告手続きには、本人確認書類の写しの添付が必要です。

●次の人は無料相談を利用できませんのでご注意ください

・給与所得者および年金受給者のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人

・初めて消費税および地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成に時間を要する人

・65万円の青色申告特別控除を受けようとする人のうち、貸借対照表が作成されていないなど青色申告決算書の作成に時間を要する人

・譲渡所得（土地、建物および株式などを売却）、山林所得または贈与税の申告をする人

申告納税関係のご案内

申告期限・納付期限

■令和元年分所得税・復興特別所得税（第3期分）・贈与税 3月16日（月）

■令和元年分消費税・地方消費税 3月31日（火）

振替納付日

■令和元年分所得税・復興特別所得税（第3期分） 4月21日（火）

■令和元年分消費税・地方消費税 4月23日（木）

医療費控除について

問 刈谷税務署 ☎(21)6211

令和元年中（平成31年1月～令和元年12月）に自分や生計を一にする配偶者、そのほかの親族のために支払った医療費が10万円（所得の合計金額が200万円までの人はその5％）以上ある場合は、次の計算式によって計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

医療費控除の計算式

（令和元年中に支払った医療費－補てん金）－（10万円※）＝医療費控除額（最高200万円）

※所得の合計金額が200万円までの人はその5％です。

●医療費の領収書の提出が不要となり 明細書の添付が必要です

令和元年分の確定申告では、医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細書の記入を省略できます。
※「医療費控除の明細書」は国税庁の指定様式があります。市役所に用意がありますので必要な人は税務課市民税係までお越しください。また、人ごと、病院・薬局などの支払い先ごとに支払った医療費を記入する必要があります。

市国民健康保険のお知らせ

問 国保年金課国保係 ☎(95)9891

確定申告や市・県民税の申告において医療費控除を申告する人は、次の2点にご留意ください。

- ・高額療養費の支給があった人は、実際に支払った医療費の合計金額から高額療養費の支給分を差し引いて申告してください。
- ・医療費通知でも申告ができます。1月、2月の発送日は次のとおりです。

発送日	診療年月
1月20日(月)予定	9・10月診療分
2月19日(水)予定	11・12月診療分

※医療費通知が届く前に医療費控除の申告をする場合は、医療費の領収書などで対応をお願いします。また、医療費通知の再発行はできません。

高齢介護課からのお知らせ

申告のときはお忘れなく

要介護認定を受けた人は 所得税・住民税において 障害者控除を受けられる 場合があります

障害者控除・特別障害者控除は、身体障害手帳を持っている場合のほか、要介護認定を受けている65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があるものとして福祉事務所長が認めた人も対象になります。

税の控除を受けるためには、障害者控除対象者認定書を添付して申告する必要があります。該当すると思われる人はご相談ください。

持ち物 窓口に来る人の印鑑と本人確認できるもの
※対象者と別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です

申込み 高齢介護課高齢福祉係 ☎(95)9888

介護用のおむつ代が所得税 の医療費控除の対象になる 場合があります

傷病によりおおむね6か月以上ねたきりで医師の治療を受けている場合、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は医療費控除の対象となります。

なお、医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている人は、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、市が発行する「おむつに関する主治医意見書記載事項確認書」で医療費控除が申請できる場合がありますのでご相談ください。

おむつ使用証明書の用紙は高齢介護課にあります。

持ち物 窓口に来る人の印鑑と本人確認できるもの
※対象者と別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です。

申込み 高齢介護課介護保険係 ☎(95)9889

自宅で申告書を作成できます

確定申告書等作成コーナーをご利用ください

e-Taxでの利用手続き

- ① 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- ② 申告書を作成
- ③ 申告書をe-Taxで提出
※印刷して郵送などで税務署へ提出することもできます。

●マイナンバーカードを使って送信 〈マイナンバーカード方式〉

マイナンバーカードと、ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

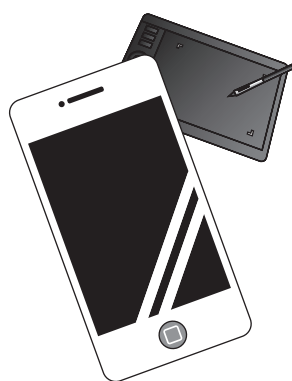
●IDとパスワードで送信 〈ID・パスワード方式〉

平成30年1月以降に税務署で発行しているID・パスワード方式に対応したID・パスワードが必要です。
※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



問 刈谷税務署 ☎(21)6211

スマホ・タブレット端末で申告



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォン、タブレット端末でも所得税の確定申告書が作成できます。

●スマートフォンで 見やすい専用画面

給与所得者（年末調整未済を含む）、2か所以上の給与所得、年金収入などの雑所得のある人なども、スマホ専用画面をご利用いただけるようになります。

e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要です。
申告書の控えは、スマートフォンに保存することができます。



Webで詳しく



申告書の作成に関する問い合わせ先

●申告内容などが分からないとき

問 刈谷税務署 ☎(21)6211

※音声ガイダンスに従って「0」番を選択してください。

●作成コーナーの操作が分からないとき

問 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901

受付時間 月～金曜日 9時～17時

（確定申告期間中は9時～20時）
※祝日、年末年始を除きます。

●マイナンバーカードにかかるIC カードリーダライタの設定、パソ コン操作などが分からないとき

問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

受付時間 月～金曜日 9時30分～

20時、土・日曜日、祝日 9時30分～17時30分（年末年始を除く）

※音声ガイダンスに従って「1」番を選択してください。

●税務署個別相談

資料をお持ちいただいた際の相談や、申告書の作成など、刈谷税務署での面接相談を希望する場合は、相談日時などの事前予約をお願いします。

問 刈谷税務署 ☎(21)6211

平日 9時～17時（土・日曜日、祝日を除く）

※予約状況により、希望の相談日時に添えない場合があります。2月17日（月）～3月31日（火）は、事前予約による相談は行っておりません。

申告をしないとさまざまな
不利益があります
忘れずに申告してください

申告が必要な人が申告をしなかった場合、延滞金の発生や、一度に納める税額が増えたりすることがあります。

また、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・各種手当・保育料などは、申告した所得などをもとに計算しているため、無収入であっても申告をしないと、国民健康保険税では軽減・減免制度が受けられない場合があります。

このほかにも、申告をしないと、保険料や保育料が正しく計算されなかったり、各種手当が制限される場合がありますので、忘れずに申告をしてください。

市・県民税の申告は、用紙をお持ちでなくても税務課窓口ですることができます。ただし、9ページ記載の市・県民税の申告・相談日程の表にある市役所および市内申告会場の開設日は税務課窓口では申告できませんので、それぞれの申告会場で申告してください。

「申告を忘れていたかな」と思われる場合は、**税務課市民税係（☎959878）**へお問い合わせください。

市・県民税の申告

市・県民税の申告は、ご自身で所得や控除などを自己申告してもらい、それをもとに職員が申告書を作成します。

時 1月30日(木)～3月16日(月)
所 市役所および市内申告会場(9ページ参照)
問 税務課市民税係 ☎(95)9878

「市・県民税申告のお知らせ」を送付します

平成31年度の申告書を市内申告会場で提出した人のうち、聞き取りにより申告書の送付が不要と答えた人には申告書の用紙に代えて「市・県民税申告のお知らせ(通知書)」を送付します。

市・県民税の申告が必要な人

令和2年1月1日現在に市内在住で、次の①～④に該当する人は申告が必要です。ただし、所得税の申告をする人や前年中の所得が1か所からの給与のみで年末調整が済んでいる人は、申告の必要はありません。

① 給与所得がある人

・ 給与収入以外の所得が20万円以下の人、または給与を2か所以上の会社から受け、年末調整を受けていない給与の収入の合計金額が20万円以下の人

※20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。

・ パート、アルバイトなどの収入があり、税金上の扶養に入っていない人

・ 令和元年中に退職し、給与収入が30万円以下の人

・ 確定申告は不要だが、医療費控除などの各種控除を受ける人

確定申告が不要な年金受給者へ

公的年金などの収入金額の合計金額が40万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で確定申告が不要な人も、①～③に該当する人は市・県民税の申告が必要です。

市・県民税の申告時の持ち物

- ① 本人確認書類(4ページ参照)
- ② 印鑑
- ③ 源泉徴収票など収入金額がわかるもの
- ④ 国民健康保険税や介護保険料の払込証明書または領収書、国民年金保険料の控除証明書または領収書

※年金から天引きされている社会保険料は記載されていませんので、公的年金などの源泉徴収票をお持ちください。

⑤ 生命保険料や地震保険料の控除証明書

⑥ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳、福祉事務所長などが認めた「障害者控除対象者認定書」

※対象者認定書については、高齢介護課で発行します。

⑦ そのほか申告に必要なもの

市・県民税の申告での注意点

・ 国民年金保険料の支払額は、控除証明書または領収書の添付が必要です。不明な点がある場合は刈谷年金事務所 ☎(21)2110へお問い合わせください。

・ 年金から天引きされる介護保険料や国民健康保険税などは、年金受給者本人以外の社会保険料として控除することはできません。

・ 会場は大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

市内申告会場での申告の流れ

① 受付

申告の内容とお手持ちの資料を確認します。資料がそろっていないと受け付けできない場合があります。

② 所得控除などの記入

受付で所得控除などを記入する用紙を渡しますので、待ち時間にご記入ください。医療費控除を申告する人は、医療費控除の明細書が準備できているか確認します。

③ 申告書作成

本人確認後、お手持ちの資料と所得控除などの記入用紙をもとに職員が面談し、申告書を作成します。職員が作成した申告書の内容を確認していただきます。

※添付資料は返却します。資料はご自身で5年間保管してください。

④ 押印(市・県民税の申告のみ)

申告書に押印していただきます。



市・県民税の申告・相談日程

相談時間 9時～12時（11時30分受付終了）、13時～16時

※源泉徴収票は必ず必要です。お持ちでない場合は申告できません。

- 市内申告会場では、給与および年金所得のみの確定申告書Aの受け付けをします。ただし、確定申告で住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は受け付けできませんので、刈谷税務署で申告してください。
- 営業や農業などの事業所得、不動産所得、株式や土地の譲渡所得、分離の配当所得などの確定申告書Bは受け付けできませんので、刈谷税務署で申告してください。なお、事業所得に関しては、内容により市役所の税理士無料相談を利用できる場合がありますが、決算書または収支内訳書の作成ができていない場合は受け付けできませんので、ご注意ください。
- 指定日時に都合が悪い人は、指定地区以外の会場・時間でも申告相談できます。
- 申告相談会場は大変混雑しますので、時間の都合で受け付けできない場合があります。特に2月17日(月)～19日(水)、3月5日(木)は混雑します。
- この期間中、税務課窓口での申告相談はできません。
- 本人確認書類を忘れずにお持ちください（4ページ参照）。

とき	ところ	相談時間・対象地区		※
		9時～12時（11時30分受付終了）	13時～16時	
1月30日(木)	農業者コミュニティセンター	半崎町、油渕町、荒居町、大久手町、大坪町、奥沢町	湖西町、坂口町、井口町、長田町、屋敷町、用久町、鳥追町、平山町、古川町	—
31日(金)		三度山町、雁道町、北町、清水町、白沢町、白砂町、竹原町、桃山町	札木町、上町、神田町、立山町、洲先町、吹上町	
2月4日(火)	鷺塚公民館	鷺林町、旭町、平和町、野銭町	笹山町、荒子町、照光町	
5日(水)		神有町、池下町、縄手町	鷺塚町、新道町、二本木町	
6日(木)	南部市民プラザ	岬町、浜田町、築山町、舟江町、江口町、潮見町	宮町、前浜町、錦町、雨池町、中江町	
7日(金)		塩浜町、権現町、川口町、伊勢町、港本町	入船町、西浜町、若松町、権田町、川端町	
12日(水)	新川公民館	相生町、山下町	東山町、鶴見町、田尻町	
13日(木)		金山町、久沓町、丸山町	西山町、松江町、六軒町	
17日(月)	市役所2階 会議室4・5	三間町、三角町、矢縄町	大堤町	2人
18日(火)		石橋町、本郷町	千福町、末広町	
19日(水)		源氏神明町、中松町	音羽町、棚尾本町、流作町	
20日(木)		籠田町、天神町	志貴崎町、作塚町	
21日(金)		平七町、栗山町	緑町、汐田町	
25日(火)		尾城町、伏見町	善明町、浜尾町	
26日(水)		大浜上町	栄町、浜寺町	
27日(木)		浅間町、三宅町	宮後町、住吉町	
28日(金)		植出町、沢渡町	中後町、志貴町	
3月2日(月)		鴻島町	中山町	
3日(火)		道場山町	幸町	
4日(水)		霞浦町	若宮町、下洲町	
5日(木)		地区指定に都合が悪い人		
6日(金)		中町、踏分町	弥生町、松本町	
9日(月)		日進町	山神町	
10日(火)		掘方町、野田町	東浦町、源氏町	
11日(水)		向陽町、羽根町	福清水町、新川町	
12日(木)		天王町	城山町、春日町	
13日(金)		地区指定に都合が悪い人		
16日(月)				

※税理士による無料相談で対応する税理士の人数です。